

北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託に係る公募型プロポーザル方式募集要項

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による募集を行うので、参加を希望する場合は、別紙の参加申請書（様式1）に必要書類を添付の上、提出すること。

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

北広島市上下水道事業検針・収納等業務委託

(2) 業務執行場所

北広島市庁舎内に事務所を置き、北広島市給水区域の範囲内とする。

(3) 委託業務の概要

- ① 窓口・受付（インターネット受付含む。）
- ② 検針
- ③ 再検針・漏水調査
- ④ 開閉栓
- ⑤ 調定・更正
- ⑥ 収納
- ⑦ 未納整理
- ⑧ 給水停止
- ⑨ 電子計算処理（システム構築を含む。）
- ⑩ 検満メーター取替データ管理
- ⑪ 各種資料作成
- ⑫ 事務引継ぎ
- ⑬ その他各業務に附帯するもの

(4) 履行期間

令和9年8月1日から令和14年7月31日までとする。

(5) 業務委託の準備期間等

契約締結日から令和9年7月31日までは準備期間とする。なお、この準備期間中に自己の負担と責任において、システム構築、業務従事者の確保・教育・研修等を行い、履行開始日以降の本業務が円滑に遂行できるよう最大限の対処を行うものとする。

(6) 業務提案に係る委託料の見積上限額

上限額 354,345,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

（年度別内訳）

令和9年度	47,246,000円
令和10年度	70,869,000円
令和11年度	70,869,000円
令和12年度	70,869,000円
令和13年度	70,869,000円
令和14年度	23,623,000円

この金額は契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えないこと。

（7） 提案見積金額

提案見積金額は、業務委託期間の総額（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とし、年度別に積算内訳書を添付すること。

（8） 契約保証金

契約にあたり、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、北広島市契約規則第39条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1） 北広島市契約規則（平成15年北広島市規則第12号）第4条第2項に規定する令和5・6・7年度における北広島市物品購入等競争入札参加資格者名簿（物品役務等）に登録されていること（会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該登録の再認定を受けていること。）。
- （2） 北広島市プロポーザル方式実施要領第5条第1項第2号及び第3号の入札参加資格を満たしていること。
- （3） プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得していること。
- （4） 北海道内に事業所を有していること。なお、事業所とは、本店、支店、営業所等をいう。
- （5） 令和4年4月1日以降において、給水人口5万人以上の水道事業者が発注する業務で、窓口・受付、検針、開閉栓、調定・収納及び未納整理（給水停止を含む。）のすべてを履行内容に含む業務を3年以上にわたり継続して履行した実績を有すること（継続中の業務を含む。）。
- （6） 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - ① 共同企業体の全ての構成員が（1）から（3）までの条件を満たすものであること。
 - ② 共同企業体の構成員のいずれかが（4）及び（5）の条件を満たすものであること。
 - ③ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - ④ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。
 - ⑤ その他の条件については、北広島市上下水道事業特定業務共同企業体取扱要領に定めるところによる。

3 実施方法

（1） 選定委員会の設置

プロポーザルによる参加資格審査及び契約候補者の選定を行うため、上下水道事業検針・収納等業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる契約候補者の選定は、以下の日程により実施する。なお、都合により変更となる場合がある。

提出期限における受付時間は、いずれも午前9時から午後5時までとする。

	内容	実施日
1	参加募集の告示	令和8年3月19日(木)
2	参加申請書等の作成に係る質問書の受付期間 (質問書は電子メールのみでの受付とする。)	令和8年3月19日(木)から 令和8年4月 3日(金)まで
3	参加申請書等の提出期間	令和8年3月19日(木)から 令和8年4月17日(金)まで
4	提案書及び提案見積書の作成に係る質問書の受付 期間(質問書は電子メールのみでの受付とする。)	令和8年3月19日(木)から 令和8年5月22日(金)まで
5	参加資格審査結果通知書の送付、提案書及び提案 書見積書の提出要請	令和8年5月中旬
6	提案書及び提案見積書の作成に必要な資料の 閲覧期間	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月29日(金)まで
7	提案書及び提案見積書の提出期間	令和8年5月14日(木)から 令和8年5月29日(金)まで
8	提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月上旬
9	特定・非特定通知書の送付	令和8年6月下旬
10	契約内容に係る詳細打ち合わせ	令和8年7月上旬～中旬
11	契約締結	令和8年7月下旬
12	受託者準備期間	契約締結日から 令和9年7月31日(土)まで
13	委託業務開始	令和9年8月 1日(日)

4 参加申請手続き

(1) 提出書類

- ① 参加申請書(様式1)
- ② 資本関係・人的関係調書その2(様式4) ※該当する場合のみ提出
- ③ 組織概要(様式5)
既存の資料等がある場合は添付すること
- ④ 財務状況関係書類
直近2か年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書
- ⑤ 労働条件関係書類
労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
 - ・就業規則
 - ・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

- ⑥ 賠償保険加入状況
不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの
・保険証書の写し等
- ⑦ 北海道内に置く事業所の営業証明書（発行年月日は、申請書等の提出時の3か月以内とし、複写機による写しでも可とする。）※参加資格者名簿に登録されている事業所が北海道内ではない場合のみ提出
- ⑧ 類似業務受託実績調書（様式6-1）
- ⑨ 北海道内における受託実績調書（様式6-2）
- ⑩ 類似業務受託実績を証する契約書、仕様書等の写し（契約期間、業務内容及び契約者印を確認できるもの）
- ⑪ 北海道内における受託実績を証する契約書、仕様書等の写し（契約期間、業務内容及び契約者印を確認できるもの）
- ⑫ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証を取得していることを証する書類の写し等
- ⑬ 共同企業体により参加を申請する場合の追加提出書類
・共同企業体協定書（標準様式）（様式2）
・委任状及び使用印鑑届（様式3）
※業種により求める追加書類が異なるので、事前に確認すること。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

郵送又は直接持参とする。提出期間内必着とする。

(4) 提出期間

令和8年3月19日（木）午後3時から

令和8年4月17日（金）午後5時まで

5 質問の受付及び回答の公表

参加申請書等、提案書及び提案見積書の作成に係る質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 参加申請書等の作成に係る質問及び回答の公表

① 提出期間

令和8年3月19日（火）午後3時から

令和8年4月 3日（金）午後5時まで

② 質問方法

以下のURL又はQRコードの申請フォームから行ってください。

また、質問内容は簡潔にまとめて記載してください。

URL：<https://www.harp.lg.jp/snDE17hd>

QRコード：右図のとおり

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



③ 回答方法

随時、北広島市ホームページに掲載

- ④ 回答期限
令和8年4月10日（金）
- (2) 提案書及び提案見積書の作成に係る質問及び回答の公表
 - ① 提出期間
令和8年3月19日（火）午後3時から
令和8年5月22日（金）午後5時まで
 - ② 質問方法
以下のURL又はQRコードの申請フォームから行ってください。
また、質問内容は簡潔にまとめて記載してください。
URL：https://www.harp.lg.jp/o8LTuE9S
QRコード：右図のとおり
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
 - ③ 回答方法
随時、北広島市ホームページに掲載
 - ④ 回答期限
令和8年5月26日（火）



6 参加資格審査及び参加資格審査結果通知

参加申請事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された参加申請書等の書類をもとに、プロポーザルへの参加資格の審査を行い、公募型プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（様式9）で通知する。なお、参加資格については、申請書類の提出期限の日を基準日として確認するものとする。

7 提案書及び提案見積書の作成に必要な資料の閲覧

プロポーザルの参加資格を有すると認められた参加事業者は、提案書及び提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料を閲覧することができる。なお、指定期間以外の閲覧は認めないものとし、参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断する。

- (1) 閲覧期間
令和8年5月14日（木）午後1時から
令和8年5月29日（金）午後5時まで
- (2) 閲覧場所
北広島市中央4丁目2番地1 北広島市役所4階水道部経営管理課

8 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施にかかる提案書等を作成の上、提出期限までに提出すること。

- (1) 提出部数

① 提案書（様式7）

正本1部、副本8部及びデータ

② 提案見積書及び積算内訳書（様式8-1、8-2）

各1部

(2) 提出方法

郵送又は直接持参とする。提出期間内必着とする。

データはメール又はCD-ROMとする。

(3) 提出期間

令和8年5月14日（木）午後1時から

令和8年5月29日（金）午後5時まで

9 提案書等の記載内容及び作成形態

(1) 提案書の記載内容

提案書は、下記の事項について具体的に記載すること。なお、章立てて記載する必要はなく、包括的なメリットを生かした提案とすること。

ア 会社概要及び財務状況

イ 受託実績

ウ 業務体制及び業務執行計画

エ 地域貢献

オ 窓口・受付（インターネット受付含む。）

カ 検針

キ 再検針・漏水調査

ク 開閉栓

ケ 調定・更正

コ 収納

サ 未納整理

シ 給水停止

ス 電子計算処理（システム構築を含む。）

セ 検満メーター取替データ管理

ソ 料金シミュレーション機能

タ 督促状、催告書、給水停止予告書等の送付件数削減方法

チ オからセ及びタまでの業務を包括的に受託するにあたっての業務効率化

ツ 人材の育成・確保

テ 研修体制

ト 個人情報保護

ナ 防災、災害及び緊急時等危機管理

ニ その他業務提案（使用者サービス及び業務品質の向上等）

(2) 提案書等の作成形態

① 提案書

- ・ 提案書正本及び副本の表紙には、提案書（様式7）を使用すること。

- ・ 提案書はA4縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて作成し、1部ずつファイルに綴り提出すること。なお、資料等でA3版を使用する場合は折綴りとする。

② 提案見積書

- ・ 提案見積書（様式8-1）を使用し、提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について積算内訳書（様式8-2）を作成すること。
- ・ 提案見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

③ その他

- ・ 提案書等の提出後における書類の差替え、追加及び再提出は一切認めない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 提案書等の著作権は提出した参加事業者に帰属するものとするが、必要に応じて複写、保存する場合がある。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等の提出後、概ね次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングの実施を予定している。

(1) 実施時期

日時及び場所等の詳細については決定次第、各参加事業者に対して別途通知する。

(2) 実施時間

1 参加事業者につき

プレゼンテーション 30分以内

ヒアリング 30分程度

(3) 実施方法

プレゼンテーションの実施方法は自由形式とするが、電子機器を使用する場合は、参加事業者において用意すること。（ただし、スクリーンは水道部経営管理課で用意する。）

(4) 出席人数

1 参加事業者につき4名以内とし、出席者の役職、氏名を提案書提出時に届け出ること。
なお、共同企業体の場合は、各構成員から必ず1名以上出席すること。

(5) その他

- ① プレゼンテーションによる説明内容は、提案書に記載する範囲内とする。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングの実施順は、提案書等を受理した順とする。

11 プロポーザルの審査方法

(1) 参加事業者が2者以上の場合

- ① 選定委員会委員は、参加事業者から提出された提案書等のほか、プレゼンテーション及びヒアリングを基に、別に定める評価基準表の評価項目ごとに評価・採点を行う。
- ② 評価項目ごとに選定委員会委員の平均点（少数点第2位を四捨五入したもの。）を算出し、全ての評価項目の合計（以下、「評価点」という。）が最も高い参加事業者を契約候補者として選定する。ただし、評価点が210点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- ③ 評価点が最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約候補者を選定

することとし、くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に改めて連絡する。

(2) 参加事業者が1者の場合

(1)と同じ方法により評価点を算出し、評価点が234点以上に限り契約候補者として選定する。

12 特定通知等に関する事項

審査の結果、契約候補者を特定したときは、次のとおり結果を通知する。また、市ホームページにおいて、参加事業者の評価点を公表することとする。ただし、契約候補者以外は匿名とする。

(1) 特定通知

特定された者に対して、特定通知書（様式10）により通知する。

(2) 非特定通知

特定されなかった者に対して、非特定通知書（様式11）により通知する。

(3) 非特定理由の説明

非特定通知を受けた者は、(2)の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く午前9時から午後5時）以内に書面（任意様式）により非特定の理由について説明を求めることができる。

(4) 回答期限

非特定理由の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

13 契約の締結

(1) 契約候補者に特定された者と仕様書及び提案書等を基に協議を行い、協議が成立したときは、随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、仕様書及び提案書等に記載された内容について必要があると認められるときは、追加、変更、削除等を行うことがある。

(2) 契約内容等に関する協議が整わない場合、その他契約候補者と契約を締結できないときは、次点者と協議を行う。

14 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定する。当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。

15 各関係法令等の遵守

参加事業者は、本募集要項に定めるもののほか、北広島市契約規則その他関係法令の規定を遵守することを誓約するものとみなす。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

16 その他の事項

(1) プロポーザルへの参加に係る費用の負担

プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、書類の提出に係る費用及び旅費その他一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 書類の配付等

プロポーザルの実施に伴う参加申請書その他全ての書類の配付は、下記の市ホームページからダウンロードすること。

また、募集要項及び仕様書に対する質問の回答及び契約候補者の選定結果についても、下記の市ホームページに掲載する。

市ホームページのURL <https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>

17 問い合わせ先（プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先）

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒061-1192

北海道北広島市中央4丁目2番地1

北広島市水道部経営管理課総務・料金担当（担当：佐々木・河合）

(2) 電話 011-372-3311（内線4305）

(3) F A X 011-376-9147

(4) Eメール keiei@city.kitahiroshima.lg.jp